

令和4年12月23日  
株式会社 清文社

〈お知らせ①：令和5年度税制改正大綱情報〉  
－適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しについて－

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、令和4年12月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正大綱」において、下記の見直しを行うことが明記されました。  
本制度をテーマとする書籍・小冊子につき、今後の法改正に向けた動向にご注意ください。

記

- ① 免税事業者が課税事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する措置が3年間（令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間）講じられます。
- ② 基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間（令和5年10月1日から令和11年9月30日まで）、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿保存のみで仕入税額控除が可能とされます。
- ③ 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されます（令和5年10月1日施行）。
- ④ 令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が登録の申請期限（令和5年3月31日）後に登録申請書を提出する場合に、登録申請書への「申請期限までに登録申請書を提出できなかった困難な事情」の記載を求めないこととするほか、免税事業者が登録申請書を提出し課税期間の初日から登録を受けようとする場合の提出期限の見直し等が行われます。

以上